

平成24年3月20日

甲州市長 田 辺 篤 様

甲州市景観計画策定審議会
会長 大 山 勲



甲州市景観計画策定について（答申）

平成22年8月25日付、甲州政第8-6号により本審議会に諮問のありました標記を件について、下記の意見を附して、甲州市景観計画（案）のとおり了承いたします。

記

- 1、 甲州市景観計画について、概要版を作成し市民に配布するなどして景観計画の周知に努めてください。
- 2、 行為の制限および推奨について、制限および推奨の理由や、取り組みの具体例などをわかり易く記したガイドラインを作成してください。
- 3、 景観形成の取り組みは、長期間継続して結果が出るものである反面、景観づくりの推進状況により随時変更が求められるものでありますので、実情により随時変更できるような体制を整えてください。
- 4、 景観計画自体に罰則規定などありますが、市として条例化することで、より確実に計画の推進が図られるものとなりますので、速やかに景観条例及び屋外広告物条例の制定を進めてください。
- 5、 景観づくりに関しては、行政とその地域に暮らす市民の皆さんが一体となって取り組むことにより、はじめて実現するものです。そのため、市民の皆さんの意見を十分にお聞きするとともに、景観形成事業に市民の皆さんが積極的に参加できるよう工夫をしてください。
- 6、 景観重点地区の設定や、景観形成上重要な要素である、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について、方針やルールを検討し景観形成の核となる要素についての景観保全・育成策を具体的に定め推進してください。
- 7、 公共事業については、基本方針に掲げているように、景観づくりの手本となるべきものと考えます。そのため、一貫した景観形成が行えるようにルールづくりを行い、すべての公共事業で実行できる体制づくりをしてください。

8、 景観計画において、屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する基準を定めていますが、公共サインについては、サイン計画に基づき景観に配慮したサイン誘導の取り組みを具体的に進めてください。

景観は、この地域で永く営まれてきた人々の生活や活動の積み重ねが目に見える形となって表れたものであり、良好な景観づくりは、地域に暮らす人が、自分のまちを誇りに思い、地域資源を守り、育てながら地域の魅力を再認識することからはじまります。

そのような市民性を持った、地域の歴史や文化を生かした景観まちづくりが、「豊かな自然の保全と環境負荷の低減」、「地元定着率の向上と快適な暮らしの実現」、「観光振興と交流人口の増加」につながっていくものと確信しています。

このように、景観まちづくりを地域活性化策の手法の一つとしてとらえ、積極的に活用していくことを期待します。